

質 疑 回 答 書

平成30年1月31日
公立大学法人三重県立看護大学

〔案件名〕 三重県立看護大学附属図書館業務委託

〔公告日〕 平成30年1月22日

以下のとおり回答します。

	質疑内容	回 答
1	<p>三重県立看護大学附属図書館業務委託仕様書の「9. 執行体制（1）図書館業務に従事する者の体制等は以下のとおりする」の1項目に、「図書館業務に従事する者は、受託者の正社員、契約社員又は嘱託社員とする。」と規定されていますが、この「契約社員又は嘱託社員」について、「短期契約者（いわゆるアルバイト）」の雇用は含まれないと解釈していますが、この解釈で間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、短期契約者（アルバイト）の雇用は含んでいません。</p> <p>大学図書館は、図書の貸出や蔵書管理だけでなくリファレンスサービスも重要な業務の一つと考えています。特に本学のような看護の単科大学にとっては、医療・看護分野に精通したより専門性の高いスタッフの配置が望ましく、学生との信頼関係を築いていくという意味においても出来る限りスタッフの固定化に努めていただきたいと考えています。そのため、図書館業務に従事するスタッフについては、正社員又は正社員に準じた社員として、契約社員又は嘱託社員と規定したものです。なお、労働者の雇用形態や呼称は企業によって異なることから、勤務の実態として業務内容や勤務状況が正社員に準じているかどうかで判断してください。</p>